

ウイルス肝炎患者の療養環境改善を求める意見書

我が国には、C型肝炎患者がおよそ200万人、B型肝炎患者がおよそ150万人もいると言われ、ウイルス肝炎はまさに国民病です。しかも、その大半が、輸血、血液製剤の投与、予防接種における針、筒の不交換などの不潔な医療行為による感染、すなわち医原性によるものと言われています。

B型肝炎については、集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害者が、国を被告として損害賠償を求めた訴訟の最高裁判決が昨年6月16日に言い渡され、この判決では国の行政責任が認められました。また、C型肝炎についても、血液製剤の投与によるC型肝炎ウイルス感染被害者が、国と製薬企業を被告として損害賠償を求めた薬害肝炎訴訟の大阪地裁判決が昨年6月21日に、福岡地裁判決が昨年8月30日に言い渡され、これらのいずれの判決でも国の行政責任、製薬企業の不法行為責任が認められました。

このように、司法の場では、ウイルス肝炎の医原性について、国の政策の過ちが明確に認定されています。

B型・C型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝臓がんに移行する危険性の高い深刻な病気であります。1年間の肝がんの年間死亡者数は約3万人を超え、その9割はB型・C型肝炎患者であります。このような事態にかんがみれば、政府は、すべてのウイルス肝炎患者の療養支援をするための諸施策に直ちに取りかかるべきであります。

よって、政府（国）におかれては、すべての肝炎患者の療養支援のため、緊急に次の事項を講ずるよう強く要望します。

1. フィブリノゲン製剤及び血液凝固第Ⅸ因子製剤を納入した全医療機関に対して患者の追跡調査を指示し、特定された患者に対して、投与事実の告知と感染検査の勧奨を指導し、その結果を速やかに公表すること。
2. 集団予防接種の被害実態調査を行い、適切な対応をとること。
3. ウイルス検診体制の拡充と検査費用の負担軽減をすること。
4. ウイルス肝炎の治療体制の整備、とりわけ治療の地域格差の解消に努めること。
5. ウイルス肝炎治療の医療費援助、及び治療中の生活支援策を実施すること。
6. ウイルスキャリアに対する偏見、差別を一掃すること。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2007年（平成19年）9月

福山市議会